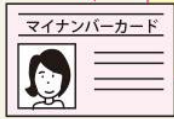


マイナポータル上で 健診結果を閲覧できます

保険証利用の
申し込みが
必要です



40歳以上の加入者の皆さま

マイナンバーカードの保険証利用の申し込みをされた方は、
令和2年度以降の健診結果(※1)をマイナポータルで閲覧できます。

- (※1) 生活習慣病予防健診、特定健診、事業主が実施する定期健康診断(※2)の結果のうち、身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等の項目
- (※2) 上記検査項目の結果が事業主等から協会けんぽに提供された場合に閲覧可



自分の
健診結果を
閲覧できます！

◆受診してからマイナポータル上での閲覧までに要する期間の目安は、以下の通りです。

健診結果の閲覧可能時期について

- 生活習慣病予防健診：受診月から概ね2か月後
- 特定健診：受診月から概ね3か月後
- 定期健康診断：事業主等から提供いただいてから概ね2か月後

詳しくは
こちらから

協会けんぽ マイナポータル

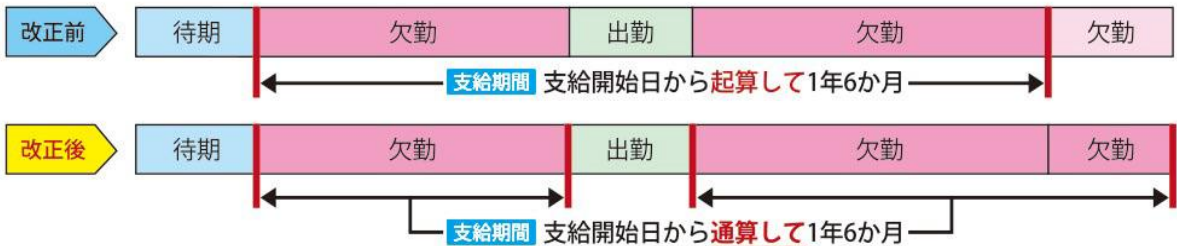
検索



令和4年
1月～

健康保険制度が変わります

傷病手当金の支給期間が「**通算化**」されます。



・出勤に伴い傷病手当金が支給されなかった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになります。

任意継続被保険者の新たな「**資格喪失事由**」が追加されます。

改正前

- ① 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 被保険者が死亡したとき
- ④ 就職して、健康保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき
- ⑤ 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき

新たに追加
されます

改正後

- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨保険者に申し立てた場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき